◆入札説明書等に関する質問回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

基本協定書（案）

箇所	変更前（平成 23 年 6 月 11 日公表）	変更後（平成 24 年 8 月 3 日修正公表）
第３条第２項	２　【株式会社　　】、【株式会社　　】、【株式会社　　】（構成企業）は、必ずＰＦＩ事業予定者へ出資を行うものとし、かつ、本事業の全事業期間を通じて、ＰＦＩ事業予定者の株主の中で最も多くの株式を保有する株主でなければならない。	２　【株式会社　　】（代表企業）は、必ずＰＦＩ事業予定者へ出資を行うものとし、かつ、本事業の全事業期間を通じて、ＰＦＩ事業予定者の株主の中で最も多くの株式を保有する株主でなければならない。
第６条第１項	第６条　甲及び乙は、本事業に関する本件事業契約の仮契約を、本協定締結後、平成 25 年●月●日を目処として、徳島県議会への本件事業契約にかかる議案提出日までに、甲とＰＦＩ事業予定者との間で、締結せしめるものとする。ただし、甲は、本件事業契約の締結がなされる前に、乙の代表企業又は構成企業が入札説明書「第３」の「３」の「(２)」項に規定する「応募者の参加資格要件」に抵触し、又は「同(３)」に規定する「応募者の業務遂行に関する資格要件」を満たさないことが判明した場合は、本件事業契約を締結しないことができる。	**第６条**　甲及び乙は、本事業に関する本件事業契約の仮契約を、本協定締結後、平成 25 年●月●日を目処として、徳島県議会への本件事業契約にかかる議案提出日までに、甲とＰＦＩ事業予定者との間で、締結せしめるものとする。ただし、甲は、本件事業契約の締結がなされる前に、乙の代表企業又は構成企業が入札説明書「第３」の「３」の「(２)」項の「①」に規定する「応募者の参加資格要件」に抵触し、又は同「②」」に規定する「各業務を担う企業の参加資格要件」を満たさないことが判明した場合は、本件事業契約を締結しないことができる。
第６条第４項	４　乙は、乙又はＰＦＩ事業者予定者の責めに帰すべき事由（第 1 項但書の場合を含む。）により本件事業契約が締結されなかった場合は、本事業のうち県営住宅整備費に係る落札価格のうち、建中金利、融資組成手数料その他施設整備に関する初期費用と認められる費用、割賦手数料を控除した金額と、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の 100 分の 20 に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。	４　乙は、乙又はＰＦＩ事業者予定者の責めに帰すべき事由（第 1 項但書の場合を含む。）により本件事業契約が締結されなかった場合は、本事業に係る落札価格の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。